

21V-95

特24

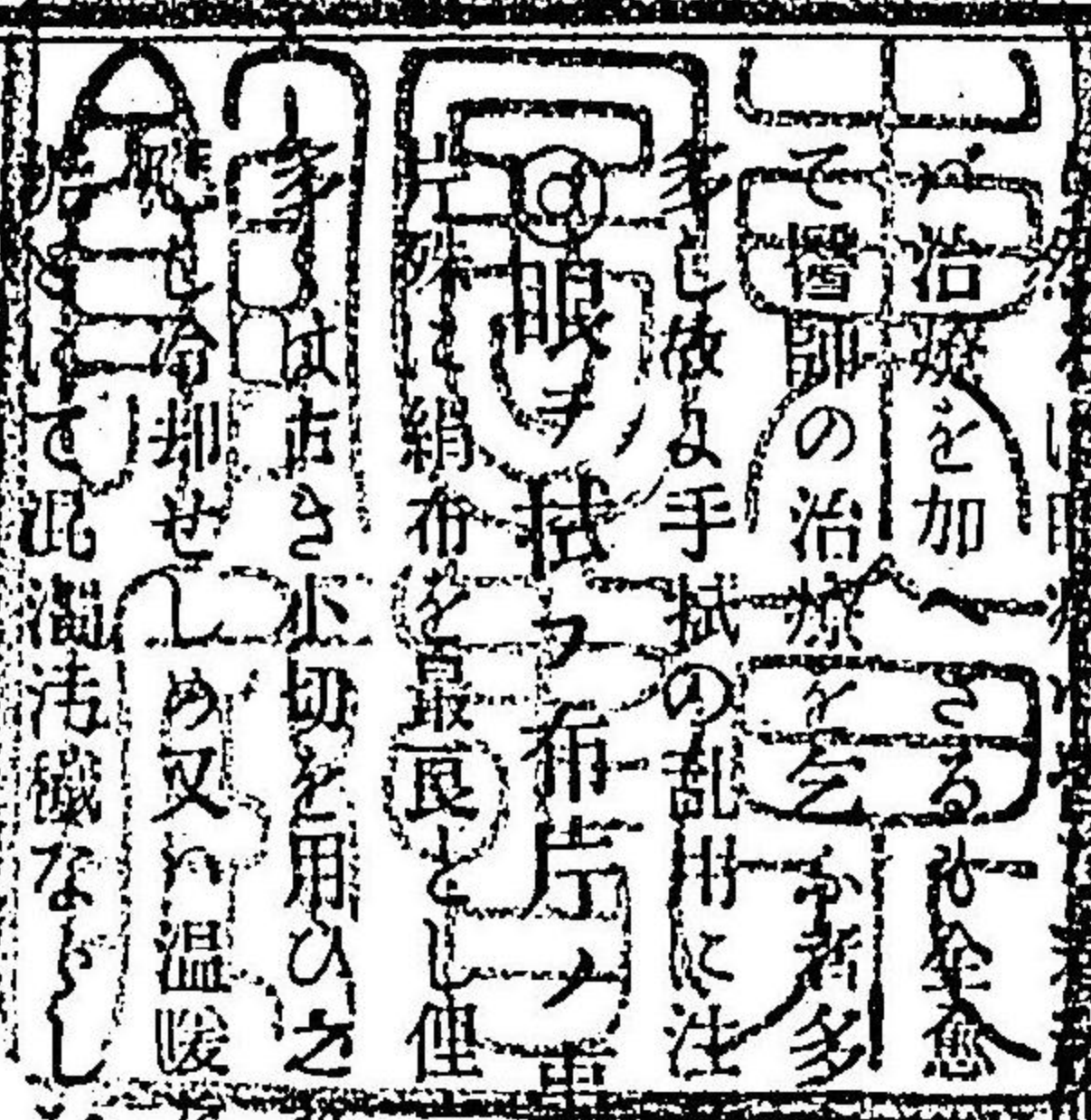
153
72

横濱果堂真人著述

眼病衛生

展生堂發行

◎手拭ノ事 常地方よての新しき手拭を冠手と稱し湯水に浸さる古き手拭を入浴及び毎朝盥嗽の用に供す壹人壹筋宛有るも紛失又の急に見當り兼ねるときは有台のものを使用し下等社會に至りては一家二三筋にて供用し十才未滿の小兒の多くの母と同一に使用せ故に壹人眼病に罹れば波及して一家内に蔓延る始終眼病の絶へざるとあ



如何なる事に因て始まりしや往昔より眼病にハ赤色の布を最良とし絹布を最良とし但言に眼疾女ハ風邪男とて非常に紅色を尊ぶ習慣にして是れも多し或は古き小切を用ひ之れを爲め却て輕症を重症に變はると有り帶濁藥は眼の症に最良と此晒木綿の洗ひ抜き不潔の物質ハ不殘取除きし品にして此品を用ゆれば濡るにれ從て軟に肌よ着き眼險を擦り破る等の患へなし絹の續鼻輝を着け歩行の際汗よ

濡れ股を破傷けるの往々耳にする所なれば必ず絹布類を使用すべからず

◎小兒哺乳不足ノ事

哺乳兒失明する者頗る多きは概して榮養不給より來ると實驗に由て著し漸く牛乳の販路開くと雖も未だ粥汁甘酒山慈姑粉水飴等外見乳色なる者を乳同様滋養分を含有する者と心得甚しきは牛の頓死を以て養育ある小兒の頓死も罹ふと取るに足らざる妄説を信志或ハ米の粉は白砂糖を混和しある者と與へ漸々羸瘦して角膜の潰瘍となす救ふ可からざるハ慨歎に堪へざるなり乳汁分泌少なき者の産後の肥立悪しく或ハ重症死亡離乳等不時に際する不幸の境遇なきにしも非ず故に常に牛乳を與ふ可し否されば其兒不時に際し牛乳を嘔吐し能はず困歎を極むると多し急な乳母を雇ふと難く好し有りとするも一ハ乳母に慣れざる一ハ乳母の身体に如何なる疾病ありて完全無病の子に其毒を感せしむるや計り難ければ乳母を雇ふに充分注意せざる可からず世の父兄たる者の健康なるのときに於て病むとあるを忘れる可からず又た世俗母たる者他出せんとするときは醫者様へ針灸を乞ひに行くと故に大人數回守せよ杯と云ふ誠に宜しからず故に遇々病に罹るときは診察せると甚だ難く殊に如此の町に住する人より在に住する人に多く實に困難を極む加之をす亦消化悪しき食物を與るより腸を害し下痢を發する小兒多し是等の如きも更に頓着なく直に醫に請はず遂にハ角膜榮養を失ひ白色となり初めて醫療を受くるに至るも最早時

期を失し救ふべからざるなり總て大小人とも滋養の食物の緊要欠くべからざる者に於て獸鳥魚肉卵牛乳等の含窒素物と稱へ野菜より消化し易くして滋養多し藥の身体を養ふ者も非ず多くの毒物にして身体に害ある者なれとも疾病の爲め止を得ざればなり左すればころ大患痼疾も治は唯々男女老幼強弱如何を察し分量の加減も有るなり數羽の鳥肉を藥喰せしも病に依然たり杯云人あり大なる誤なり食物の日々身体消費物を償へ且つ増育する物にして幼年の者の大人より多くの食物を取らざるなり例令火鉢に炭を積み火の盡きざるか如し當地にてハ調理に意を用ゆる者少なく小兒大人病人等の差別なく腐敗せざるを良と見るのみなれども可及的消化し易く病者にハ殊に口腹に堪へる様ならずべし一つの鯛にても「テリ焼、鹽燒甘煮」と鹽刺身海鹽味噌漬摘入等の仕方ある如し亦嘗春中一患者あり角膜潰瘍にて目を經全く失明せり余曰全く重症にして救ふ能はず治療後れたりと患者曰く家貧として目病なれば參る能はず醫を迎ふるも近隣への人目を厭ふと余曰富家なれば治療後れ盲目或ハ畸形となるも生涯不自由なく妻子を活路に困るとなかるべし然れども弱者の之れに反して一日其業務を休むときは妻子其日の糊口に困む況んや長病となり治療を受くると難し何程不幸に陥るも近隣の人救助し呉れるに非ず醫を頼むに人の物を拵手する様に人目を兼ねるとの餘り可笑とならずや故に發病するときは速かき良醫を頼み以て早く之を治療すべし左れば經濟上非常

なる利益を來すに非らずや

亦當地の婦女外出を面倒に思ふもの多し是れ醫家に行くときは髪を結び飾らねばならぬ湯を使ひ着物を改定ねばならぬと祭禮の芝居にでも行く様も思ふか故なり醫者を招くには恰も賓客を招く如くに思ひ遂に手後れとなり村内中御百度御祈禱の騒をするに至りハ初めて醫を迎ふるも最早救ふ可らず非命に死し盲目となり畸形となり質又歎のわしきとなり一文惜みの百損との此事なり必ず醫家に行くに髮態を厭はず醫を招くに酒肴を調へず迅速なるを貴び若る饗應せんと欲する人は全快の祝へに爲したく思ふなり

◎發泡ノ事

當歳より二歳位の小兒の頭部に發泡膏を漫りに貼用するの甚だ危險のとより少しく虚弱なるか或ハ面部發疹眼臉少しく癩爛あるときハ虫が強ひどか又ハ胎毒深き兒なりとて直ちに發泡を貼り膿汁出れば毒の滅するど心得膏藥と混せる膿汁眼に流れ入り或ハ小兒頭巾の縁にて摺り又ハ少しく生長せし兒ハ手にて搔破し其手にて眼を擦する等なり之れに依て失明せし者儘有りとす能々注意すべきとなり

◎顔及頭部發疹ノ事

くさ胎毒と稱へ始め一二ヶ所に發し膿を醸し漸く破開し膿の附着するに従て蔓延し顔面全体に至るあり之れ具の胎毒より發する者少なく不潔

より生ずる者多し飯令唾液に垢たる唾掛塩味等軟弱なる皮膚を刺戟して鹽かぶれの如し患部の清潔的洗滌法を恐る即ち洗滌すれば内攻するど稱へ慢延するも放置し不潔悪臭を究む元來至て痒き疾病なれば小兒搔破し其手よて目を摩り或ハ汗と共に流れ入り或ハ頭巾の縁にて摺る等より眼病を發し注意すべきとなり故ハ初期良醫に治療を受くる眼若かず

◎毒斷ノ事

何病に係らば濃厚なる者粘質なる者外見灰強き者を斷つ殊に眼病にハ最も多くして飯と汁淡味の野菜のみを食し醫師より薦むるも嚴禁の習慣ありて怖れて食せず加ふるに當地ハ獸鳥魚肉共に乏しきを以て幼少より食し得ざる者あり婦人の生涯肉の味を知らざる者あり縣下埴科更級上下水内諸郡に至れば四足二足を食せず鶏卵すら手に觸れず最も甚しきハ神罰を蒙ると稱へ八幡の氏子に多し生來身体の薄弱なる者の滋養物に非されバ他に良策なき者なり然るを野菜のみにして強壯なる人より小食なるを以て身体に不足を生ずるハ當然なり眼疾に罹れば多く黒目の病に罹る白目の病より治療困難なる者なり又醫療上にも遷延にして速効を得ざるものなり肉食ハ身体の營養に緊要なるハ喋々を要せず然して身体を壯健に保持するときは疾病の治癒に赴くと速かなるのみならず豫防するものなり

◎炬燵ノ事

當地ハ全國最高の國にして寒氣凜烈十月未より翌四月迄ハ炬燵を離

るゝと能はず降雪多からざるも一回の積雪の温暖の氣候に至る迄消ゆるとなし年内半分の炬燵を置き周圍を立込め火中より生ずる炭酸室内より起る塵埃烟草の烟等皆其室内に籠り知らず識らず目を刺戟するを以て當地に慢性の結膜病多く積年眼を患ふる此因に原つくならん其他身体の倦怠を覺へ食物停滯睡由て短日を費し身体を瘦らし一二歳の兒の儘足を墮して火傷を生し學校に通ふ幼童の冷却たる手足を急に火氣に暖免霜燒を起る因難を究むるものなり去れば可及的炬燵を避け眼病に罹るときは勿論大禁忌なり平常室内に時々空氣を入れ換へ炬燵に格子の蓋を設け小兒の害を防ぎ冷却過度なる手足の火氣を弱くして暖むるを良とす

余が幼時寺子と稱する頃の辻番と敷筒圍を持参し硯の水を溶し手を暖めたりしが星移り年變り百事日新開明に趣き寺子の生徒師匠の教誨蒲團の椅子机の「テーブル」筆の「ペン」ポットロー「墨」の「エンキ」双紙の石板校舎の「レンガ」障子の硝子となりし然れども生徒の服装の寺子と更に異なるとなし寺子の時バ坐したるに今の構造の西洋服も適する者なれり以て服も改ざれば害あると必然なり余の男女共に供用し得る立ての閉ち裾ぬり開く股引を製したり上圍のとき襪すとなく且つ下脚腰間の寒冷を防ぎ終日腰掛にて教を受くるも障害なし人の父母たる者の其子の健康に注意あらんとを望む實に廣き教場に二三の火鉢位にて寒氣を防ぐ能はず然し子孫の智識を發

達せしむる場所なれば費用の如何に係らず煖爐を使用すれば最上なれども寒村僻地に於ての容易ならず故に其父兄たるもの衣服に注意すると尤も緊要なりとす

◎初生兒眼ノ事 小兒産れて四五日を経て眼中赤色を帯び眼瞼腫脹するも一と皮剝脱するものなりと少しも意介せず宮詣り前戸外に出れば神の祟りを受くると殊に醫家に遠隔の者の眼瞼の緊脹少しく緩む目を開くとき白黄色に變し角膜全層浸蝕せられたるを見て初て驚き醫を乞ふに至る迂遠も亦た甚たしと云ふ可し馬の産出すれば直ちに竈の神に詣者なりと言ふとを聞けり獸類に許し萬物の長たる人に許さざる謂なしと信す初生兒の眼病の出産時腔中の不潔物に感して發する者なれば初湯の時注意を加へ面部の滑淨なる温湯にて能く洗ふべし目脂膿涙の他も傳染する者なれば殊に注意を要す

◎眉毛長髪ノ事 小兒と既婚の婦人の眉毛を剃ると本邦の例なれども大人も兎に角小兒の未だ智識發達せざる者に只愛らしき外貌のみにて大切の眉毛を剃ると目に害あり光線の強度を適し頭額より流れ来る汗を避け又頭髮を長くし額を被ふとき誤て頓倒し突衝打撲等の害を除くのみならず兼て光線の強度を適するものなり

當地方にての生后僅の七日あして髪を剃り初毛の穢れたる者なりとし一の外貌可愛なるを剃らざれば上衝して目を患ふと誤信し天然の頭巾とも笠ともなるべき髪

を剃り之れ又換ふるに人工的の頭巾を用へ夏期の中央を明けたる者にて大切の部の直に日光に當り夫れか爲め種々の腦病を發し冬期の髪を剃る毎に感冒を受け鼻孔閉塞して哺乳すると難きのみならず眼病を發起するとあり又非常に剃髪を嫌ふ小兒あり強て剃らんとするに、睡眠するを待ち僅か一局所にて目を醒し二三日を費すに至り出を(腦病)發するとあり又子の多者他出せんとするとき二三日前より月代のみに掛り又剃刀の媒介に依り傳染とる最も恐るべき病症多し胎毒、ちらくも、くき、癩癬、チチアトンドランス、フロープス等にして毛髮の根を枯らし生涯毛を生ずるとなし是等の床場より傳染すると多し天然身を保護とる具を捨て爲めに愛子を薄弱病身たらしめ心配を設けざる様致したきものにあそ

◎爪ノ事 眼病のみならず何病にても爪を取るとを恐る、者多し是れ病の再發し熱を發とる者と思考し長病のもの三四分も伸し衣服夜具等に懸り却て危嶮なるとあり殊に眼病者に冷湯或の温湯劑を與ふると多し然るに不潔物爪間に堆積するを以て目を洗滌する際之れに混し清潔の目的を失するのみならず尙得病症を増悪ならしむ故に如何なる大病重症にても爪を剪除して決して害ある者に非らず

◎入浴ノ事 眼病に罹る者の入浴を禁する習慣なり當地方の温泉所多し大概硫黃泉にして入浴中眼病を發すると多し故に洗湯風呂温泉に係りらと上衝する者と見做し

たる者ならん総て温泉に入る者の晝夜の別なく通浴し僅々五日或の七日間にして病根を洗へ盡さんと欲する者多し飯も薬も酒も湯も喰置飲置の出來得ざる者なると云までもなきとながら害之れより甚しきなし硫黃分湯氣と共に蒸發して知らず識らず目を刺戟し眼病を起すとあり然れども適度に入浴し身体を清潔に保持するときの善良の功蹟を得るものなり

◎俗間療法ノ事 乳房腫物に水仙の根を摺塗し疝氣に麥粉に田螺を煉りて腰に貼し疼に松脂を貼し水腫に芭蕉を用へ切創には玉子の白味流行眼に烟草此脂を臉上に塗り或の小便にて洗ふ等殊に山間に至れば何病にても一と先如此療法を試みて后ち治せざるとき始めて醫を乞ふを常と然し歌米諸國にも往昔行なわれし山一ツキソンの眼科書を見るに一千八百五年三月「ヒラテルヒア府」於テ左官を業とする者塵埃の爲め輕微の充血を發せり其母の教に尿にて洗滌すれば治すと直に小便にて目を洗ふたり翌日に至り腫脹緊痛甚し病院に入り充分治療を盡せしも一眼を失へり其以前癩疾に罹りたるを氣附かざりしとなり亦癩疾比膿汁附着せし膿鼻輝を三年此后ち目を拭ふて同症を發せし例あり此頃一患者を實驗せり家移の手傳にて車を輓き誤て中指の背を摺破す蠶糞ヲ飯に煉り張るを妙藥なりと教の如くせしに三日を経て嚙下困難頸背反張口を開くと能はず終に死亡せり之れ蚕糞と創面の間に一種の毒を醸し破傷風を

發せし者なり恐るべきとなり

◎春秋眼ノ事 春秋眼の重き眼病に變せざる者と心得治療を怠たる者多し該春秋眼たる者療養宜しきを待たざれば風眼輕さの血目虫目翳目星目等に變し多人數群居する場所にて「イジツト」眼と云ふ麻眼に劣らざる病となり四五日して失明するとあり輕々に附とべからず風眼ハ一時に發するもの、如く思ふ者多けれども左にあらざれば春秋眼の如くにして目星を發し漸々侵蝕して遂に黒目の破烈して失明するものなり故に速かに治を受くべきなり

◎眼鏡ノ事 目鏡の暴風塵埃を防ぐものにして強き光線を避くるの必用を心得ざる者多し或の裝飾品と誤解し近視鏡遠視鏡等を使用し大なる害を招きし者あり眼病患者にして或の場合に於て細帶の施用欠くべからざるに目の開閉を止め厚く掩ふべきの開球萌れ腐る様に心得施用を嫌忌するものあり或の自分勝手に細帶を取り目鏡を取り自ら視力を試み治療上大に不都合を生し治すべき病も不治に至る者あり必は目を閉ぢて萌れるものに非らず食を喰へば胃を使へ臭氣を嗅げば鼻を使へ物を見れば目を使ふの理にして眼病に罹る者日に向へば羞明を起し暗所を好むと同一積雪中旅行し強度の光線の反射に因り眼病に罹る者多し是等此爲めに起る眼病ハ黒内障と稱へ眼球内部の病を發すると多し而して痛むとなく視力の減するのみなれば從て治療も手后れとなり

救ふべからざる者なり然るときは薄墨の眼鏡を用へ其他遠視鏡近視鏡の其度を量りて使用し疼痛を發せざる病ハ殊に早く治療を受くべきとなり

◎衝眼ノ事 田の草取り稻刈麥刈草刈等の節葉の尖端にて目を衝くとあるも意に介せず放置せる者あり然るに一二日を経て疼痛を發し損傷部星の如く顯る之れ殊に大切に須臾も怠たる可きに非ず然れども大なる者にて衝たるときハ疼痛劇しき故即時に治療を受るも葉の尖端にて衝きたるときハ疼痛暫時にして去るを以て治療を怠たり眼中ハ膿を蓄積し前房蓄膿症と云ふ頑固の眼病となり其他角膜潰瘍と云ふ全治し難き病に至るものなれば速かに治療を受くべし

◎眼病ニ罹レハ他眼ニ移ル事 一眼病に罹り他眼に傳ふれば春秋眼と心得更に治療を加へず重症に陥らしむる者あり眼病の大概傳染するものにして目の蒸發氣より人に傳染し一家内眼病となるとあり病眼に使用したる品物例令の手拭等より他人に傳ふべきハ勿論就中麻病眼ハ一眼病に罹れば直ちに他の健眼を細帶と膏藥にて十分纏絡して病の浸入を防ぐ様手當すべき程のものなれば傳染する眼病ハ輕症と心得治療を怠たるべからず一眼病に罹るときハ他眼に移らざる内治療を受くるに如か

◎塵埃ノ事 塵埃の目に害あるとい皆人の知るとなれども不知不識塵埃の刺戟よて慢性の眼病を患ふ者多し現に秋作収穫の時期及び養蠶蝶合せの節再發の眼病者多き

を以て知る慢性眼の人初めは春秋眼と心得后ちよの婦人なれば血目兒童なれば虫目大人なれば上衝目と自分免許にて俗間療法を施し再發の期に至らざれば醫治を乞ふもの小なり暴風中旅行摺曰粉麥小豆大豆撲塊落し等孰れも永く續く眼病に罹るときは充分治を盡し慢性に至らざること肝要なり

◎酒ノ事 酒ハ百藥の長にし藥用となし其法適すれば實に蘇生の効を奏し耽陰游樂其度を失するときは人身を瘧は甚しき害物なり酒を嗜むもの酒の目の下を通るものなれば目に害なしと病中を犯し重病に陥らしむるとあり阿片の如き毒物も男女老幼強弱に従ひ分量の増減宜しきを待しハ止痛となり發汗となり止瀉となり鎮痰となり其効實に大なり其量度を失すれば直ちよ人を斃は原來酒ハ阿片の如き麻酔毒にて主性分「アルコール」ハ服中半ハ變化し半ハ變化せずして体外に排泄せられ諸粘膜を刺戟し病勢を増進せしむ粘膜にて掩はれたる眼球の如き殊に刺戟を受くると多し醫の許を得ざれば飲用はべからず

◎燈火ノ事 燈火ハ石油より眼中よ入る光線弱きを以て善しと雖も近接に過き持たれば遠く近視眼を起すとあり物体と目との凡一尺を隔て、明視するを良とし

◎烟ノ事 當地養蠶中ハ最も烟多き松木を燃き室内を暖め温度を取り其他平素圍爐裡を開き燃火にて其周圍烟中にて業を取るハ在家も多く瓦葺にて烟出しの不完全なる

家にてハ一統ハ烟を込め其内に棲息するを以て不知不識慢性の眼病を患ふ目症の悪しきと云人の大概前件よ因するも知らず其他兒持の人爐邊よて子を守るハ危險のとなり火傷湯傷ハ在家多し

◎烟草ノ事 烟草ハ直接に眼を害ある者よ非ず前章の如く烟よ由て直接ハ害を生は故に重き眼病ハ勿論目症惡しき人即ち乾燥すれば搔痒を覺へ徹夜すれば眼險驟れ或ハ痛み赤色を呈はる等の癖ある人ハ可及的禁するを良しとす

◎煤毒ノ事 俗ハ黒きふひと稱へる所の網膜紅彩の諸病を發する原因ハ十中八九ハ煤毒にあり外見少しも眼病との分らずして只視力乏しくありむの之疼痛少なき故等關に附し終に一眼を失ひ健眼に同症を發し始めて醫治を受くる者多し此目ハ早く治療を加ふれば速かよ治し少しく日を経れば決して全愈するものに非らず殊に煤毒ハ眼病のみならず全身諸器に障害を及すものなれば決して輕々に視すべからず

全 明治廿四年十月三十日印刷
年十月卅一日出版

(定價五錢)

長野縣小縣郡上田町九百四番地

著者 橫 關 衛 胤

長野縣小縣郡上田町九百六番地内六番

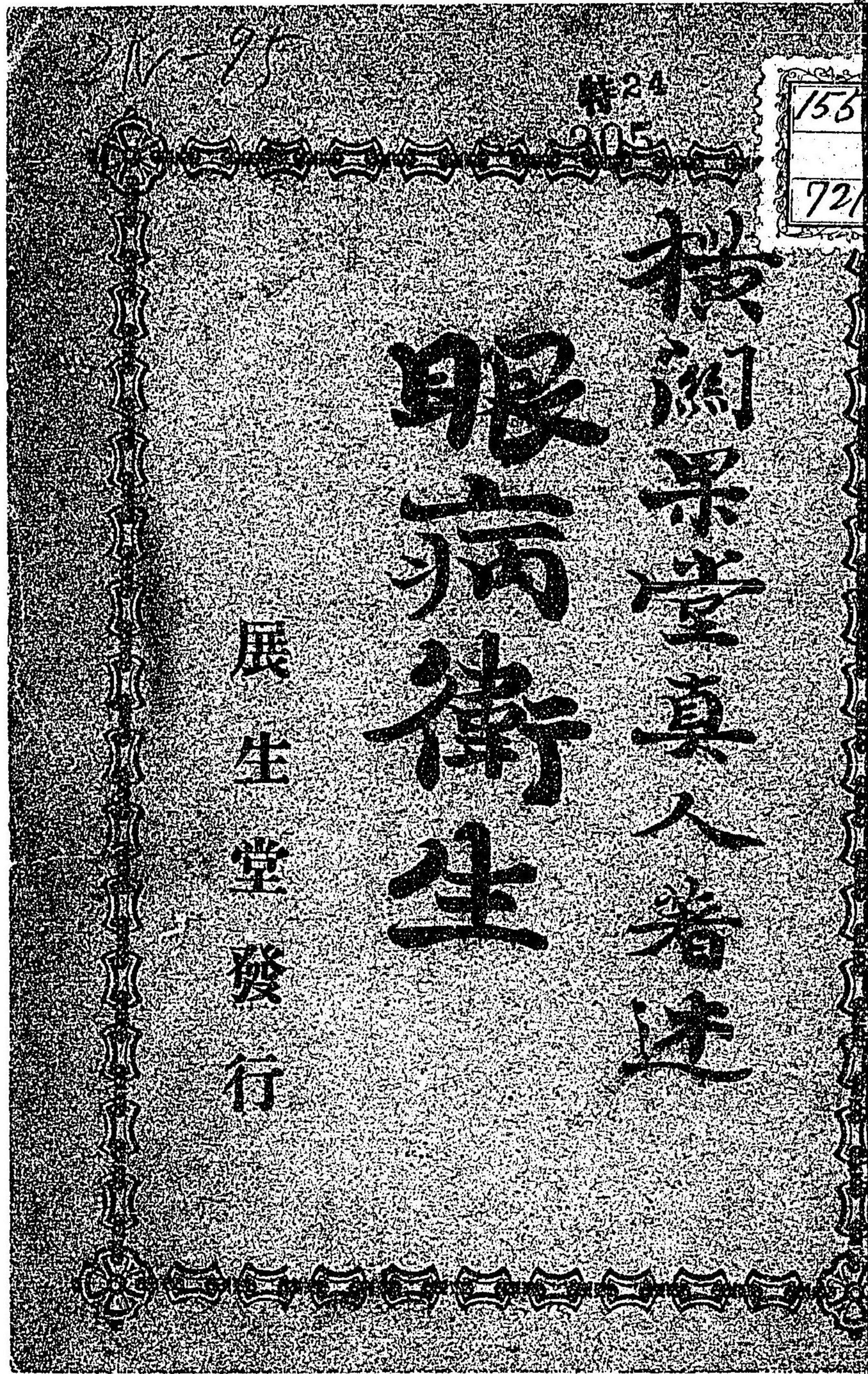
訂者 兼 百 田 清 夫
發行人

全縣全郡全町七百番地

印刷人 伊 藤 甲 造

全縣全郡全町全番地

印刷所 上 田 活 版 社



060032-000-6

特24-305

眼病衛生

横関 衛胤/著

M24

CBJ-0096

